

# マイナンバーの利用に伴う 子育て支援課の諸手続について

マイナンバーの利用は、法令等で定められた範囲に特定されており、マイナンバーを利用して行う事務手続きでは、他人のなりすまし等を防止するため、 **厳格な本人確認**を行う必要がございます。

お手続きをされる皆様には、お手数をお掛けして申し訳ございませんが、御 理解と御協力をお願い申し上げます。

マイナンバーを確認させていただく事務手続き

マイナンバー利用に伴う確認書類(申請者の身元と個人番号の確認)



# ※1 身元確認の主な書類例

#### ■①から③のいずれかで確認

- ① マイナンバーカード
- ② 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ③ 官公署から発行された書類、その他これに類する
- 日本省から元付された自然、そのほとれた気する 書類で、氏名、生年月日または住所、写真が確認できる もの
- ■①から③で確認できない場合、次のうち2つ以上
- ④ 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ⑤ 官公署又は個人番号利用事務実施者等から発行された書類等で、氏名、生年月日または住所が記載されたもの

### ※2 マイナンバー確認の主な書類例

#### ■①から③のいずれかで確認

- ① マイナンバーカード
- ② 通知カード
- ※記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致していない場合、個人番号確認の書類としては使用できません。
- ③ マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

## マイナンバーに関する確認方法について

(1) 本人が申請する場合

**本人の身元とマイナンバー**(手続きによっては関係者のマイナンバー)**を確認**させていただきます。確認させていただく書類は、上記右側枠内の「※1」と「※2」欄をご覧ください。

(2) 本人の代理人が申請する場合

代理権の確認(委任状など)や、代理人 (委任を受けた方) の身元確認 (運転免許証など)、本人 (委任した方) のマイナンバーの確認 (マイナンバーカードの写しなど) が必要になります。

● マイナンバーに関する確認方法や各手続きに必要な書類など、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

お問い合わせ先:伊勢原市役所子育て支援課 電話:0463-94-4633(直通)